

○国土交通省告示第三百九十五号

軌道法施行規則（大正十二年^{内務}鉄道省令）第三十条及び第三十条ノ二の規定に基づき、軌道事故等報告規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

軌道事故等報告規則の一部を改正する告示

軌道事故等報告規則（昭和六十二年^{運輸省}建設省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（報告書又は届出書の副本の提出）</p> <p>第七条 軌道経営者は、第三条第一項及び第二項の運転事故等報告書、同条第四項の運転事故等届出書、第四条第一項及び第二項の電気事故報告書並びに第五条の災害報告書を提出する場合並びに第三条第六項（第四条第三項において準用する場合を含む。）及び前条の規定により報告書又は届出書を提出する場合には、当該報告書又は届出書の副本を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。次項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該区域を管轄する全ての都道府県知事とする。ただし、当該事件が一の都道府県の区域に限られるものときは、当該事件が発生した区域を管轄する都道府県知事とする。</p>	<p>（報告書又は届出書の副本の提出）</p> <p>第七条 軌道経営者は、第三条第一項及び第二項の運転事故等報告書、同条第四項の運転事故等届出書、第四条第一項及び第二項の電気事故報告書並びに第五条の災害報告書を提出する場合並びに第三条第六項（第四条第三項において準用する場合を含む。）及び前条の規定により報告書又は届出書を提出する場合には、当該報告書又は届出書の副本を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

附 則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。